



大衡村いじめ防止基本方針



常盤の松（村木：あかまつ）

平成 26 年 12 月

大衡村・大衡村教育委員会

(平成 31 年 2 月改定)

目 次

はじめに.....	1
1 基本的な考え方	
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	1
(2) いじめの定義.....	1
(3) いじめの理解.....	1
(4) いじめの防止等に関する基本的考え方.....	2
2 大衡村が実施する施策	
(1) 大衡村いじめ防止基本方針の策定.....	5
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置.....	5
(3) 教育委員会の附属機関の設置.....	5
(4) その他の主な施策.....	6
(5) 教育委員会が実施する施策.....	7
3 学校が実施すべき施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定....., ..	11
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	12
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	14
4 重大事態への対処	
(1) 教育委員会又は学校による調査	18
イ 重大事態の発生と調査.....	18
ロ 調査結果の提供及び報告.....	22
(2) 調査結果の報告を受けた大衡村長による再調査及び措置.....	23
イ 再調査.....	23
ロ 再調査の結果を踏まえた措置等.....	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

村及び教育委員会は、本村の児童生徒の尊厳を保持するため、村内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、校種を問わず、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、村、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（２）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

（３）いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童

生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（４） いじめの防止等に関する基本的考え方

イ いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

ロ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人

が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

ハ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

ニ 家庭との連携について

家庭においては、保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換や協議をするなど、いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう、連絡を密にしていくことが重要である。

ホ 地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域

と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

へ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者を窓口とした情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒や保護者へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 大衡村が実施する施策

(1) 大衡村いじめ防止基本方針の策定

村及び教育委員会は、本村におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国・県のいじめ防止基本方針を参考に、大衡村いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じていじめ防止基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、村及び教育委員会は、「大衡村いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置し、その構成員は、学校、教育委員会、村関係部局、児童相談所、法務局、警察署、この他に弁護士、医師、心理や福祉に専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体など、専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。また、平素より、いじめ問題対策連絡協議会における地域の関係機関等との連携を通じ、いじめの重大事態の調査を行うための組織（第三者調査委員会等）の委員を確保する。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関の主な機能については、以下のとおりである。

- 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- 学校におけるいじめの事案について、設置者である教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- 重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。（重大事態への対処については「4 重大事態への対処」に詳述）

(4) その他の主な施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓口を周知徹底する。
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」や宮城県総合教育センター（以下「センター」という。）における教育相談等，多様な相談窓口を確保し，県及び村が設置した窓口を児童・生徒・保護者及び関係各者に周知徹底する。
 - ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，センター等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合，児童生徒から活用されるよう，自らの取組を積極的に周知する。（スクールカウンセラーの相談日の案内，センター職員による学校訪問等）特に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーは，学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は，自らその一員であることを児童生徒，保護者等に積極的に伝える取組を行う。
 - ・周知の際には，相談の結果，いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど，児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が，法に規定された保護者の責務等を踏まえて，子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう，保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など，家庭への支援を行う。
- いじめの未然防止に向けて，幼児期の教育においても，発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう，取組を促す。また，就学前のガイダンス等の機会を捉え，幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画提案する。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教職員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか

を監視するためにSNS等を対象としたネットパトロールを実施することや情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させるなど、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。

○いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について、国・県の調査研究結果を活用したいじめ防止等の対策を講ずる。

○いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する。

○いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

○いじめの実態把握の取組状況等、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

○学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築するため、PTAや地域の関係団体との連携促進を図る。

(5) 教育委員会が実施する施策

○児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実する。

○児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずる。

○いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。また、学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。

○児童生徒及びその保護者並びに当該学校の職員がいじめに係る相談を

- 行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置，弁護士等の専門家の派遣，人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。いじめに適切に対応できる学校体制の整備を推進するとともに，部活動休養日の設定，部活動指導員の配置，教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- 教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。
- いじめに対する措置
- 教育委員会は，法第23条第2項の規定による報告を受けたときは，必要に応じ，学校に対し必要な支援を行い，もしくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは，具体的には，指導主事等の職員，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，弁護士等専門家の派遣，警察等関係機関との連携等が考えられる。さらに，教育委員会として，学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については，必要に応じ，法第14条第3項の附属機関を活用する。

○重大事態への対処

- ① 村長は、法第28条に定める「重大事態」発生を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関により、教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- ② 村長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

○学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応することや、組織的な取組等を評価することなど、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

○学校運営改善の支援

- ・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るな

ど，学校運営の改善を支援する。

- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動の推進により，いじめの問題など，学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。
- ・学校は，学校評議員会や地域学校協働本部等に当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに，連携・協働による取組を進める。これらの仕組みを設けていない場合には，民生委員や町内会等の地域の関係団体に働きかけながら，地域との連携・協働を進める。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県及び村の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等がいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよ

う、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることが重要である。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じてアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、それらの評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止のための取組の改善を図らなければならない。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。これにより、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応することができ、複数

の目による状況の見立てが可能となる。

当該組織の構成員としては、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めたすべての教職員が経験することができるようにするなど、いじめの未然防止・早期発見の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

また、学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・

対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

イ いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は、児童生徒に対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

ロ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、併せて保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査、個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ハ いじめに対する措置

法第２３条第１項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報

を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過

ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、保護者と連携を図り、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を教育委員会に報告することが必要である。

ニ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

イ 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(イ) 重大事態の意味について

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(ロ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は村長へ事態発生について報告する。

(ハ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、村長による調査を実施する。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を教育委員会又は学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を並行して行われる調査で実施する等、適切に役割分担を図る。

(ニ) 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることに

より、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校における調査を教育委員会が調査主体となつて行う場合は、法第4条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。なお、設置が困難な学校も想定されることを踏まえ、教育委員会は、これらの学校を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合は、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

(ホ) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をすることが必要である。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。

③自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、

その後の事故防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）を参考とする。

○背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

○調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的な知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

ロ 調査結果の提供及び報告

（イ）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

（ロ）調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告し、教育委員会は村長に報告する。

上記（イ）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその

保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた大衡村長による再調査及び措置

イ 再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

学校の設置者又は学校による調査の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である村長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ロ 再調査の結果を踏まえた措置等

村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、教育委員会においては、県教育委員会の指導の下、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討し、村長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置をとるように努める。

また、再調査を行ったとき、村長はその結果を議会に報告するが、その際は、報告の内容について、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。